

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に雇用され、平成〇年〇月からB所在のC会社に出向し、更に平成〇年〇月からは、D会社に出向して、E所在の同社F事務所において事務職として就労していた。

請求人によれば、出向先の職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）及びパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）が酷かったため、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G医院に受診し「うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインの「F60.31 境界型パーソナリティ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期はA会社に入社以前の学生時代としている。また、A会社に入社以降、請求人の本件疾病が悪化した時期は見受けられないとしている。

これに対し請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、精神障害の発病時期は、C会社に出向以降の平成〇年〇月ないし〇月であるとし、平成〇年から平成〇年までの受診歴は不明であり、精神障害が継続しているとはいえない旨を主張する。

当審査会としては、①請求人らの主張には、医学的な根拠がなく、請求人自身も発病の時期は明確にいつか分からない旨述べていること、②C会社総務課長は、平成〇年〇月に請求人から相談を受けた内容が通常起こりえない常軌を逸したものであり、請求人の病状の現れの可能性もあると考えていたこと、③C会社セクハラ苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）による事情聴取においてHが申述する内容は、これを事実と反するとみるべき事情もないところ、平成〇年〇月頃（平成〇年〇月〇日付けI宛てメールによる）におけ

るブラインドの開け閉めに関する請求人のHらに対する言動は、社会人の言動として常識的には考え難く、併せて、Hは、請求人について、「妄想的で自分の世界しか見えない人」と感じていたと申述していること、④請求人が平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間において産業医や上司等に発出したメールの内容は、請求人が当該メール発出時においても不安感、緊張、疲労感といったJ病院初診時（平成〇年〇月〇日）における主訴と同様の症状を有することを示唆するものと推認されること、等を総合的に勘案すると、専門部会の上記医学意見は妥当であり、請求人らの主張を採用することはできない。

(2) そうすると、請求人は、A会社に入社する以前に精神障害を発病していたものであり、請求人が主張するC会社及びD会社における業務遂行過程での出来事は、少なくとも本件疾病の発病に影響したとは考えられないこととなる。

当審査会としては、請求人の本件疾病が、C会社もしくはD会社に出向した後、業務要因により悪化した可能性についても一件記録を精査し検討したが、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する出来事のうち、たとえばKによるパワハラは、客観的な事実として確認できないものであり、また、苦情処理委員会がまとめた調査報告書によると、Hによるセクハラと評価し得る言動があったとされているものの、当該言動は、厚生労働省労働基準局長が精神障害の業務起因性の判断について策定する「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。）別表1「業務による心理的負荷評価表」上の「特別な出来事」に該当するものとは認められず、本件疾病悪化の原因になったとは判断し得ないものである。

請求人が主張するそのほかの出来事についても検討したが、少なくとも、上記「特別な出来事」に該当すると認められるものはなく、業務上の事由により請求人の既往の本件疾病が悪化したとは判断できない。

なお、請求人は、本件審理後に提出した意見書において、パスポートに記録された海外旅行の状況から、C会社出向後に受けたいじめ・嫌がらせ、パワハラにより直後に精神障害を発病した旨等を主張するが、当該主張には医学的な根拠がないことから請求人の憶測の域を出るものではなく、また、ストーカー行為に係る損害賠償訴訟において勝訴したことを捉え、請求人に被害妄想の症状はないことの証左であるとする主張についても、事業場関係者及び複数の医

師により確認されている請求人の全体的な経過を踏まえた本件疾病との診断を覆すに足るものとはいえず、本件疾病を発病していなかったとの根拠にはなり得ない。当審査会としては、請求人のその余の主張についても慎重に検討したが、上記結論を左右するものではないと判断する。

- 3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。